

福島県で 「自転車条例」が 制定されました

「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」 令和3年10月12日施行



自転車も「車両」です!

車両の運転者として交通ルールを守り安全に利用しましょう。

交通ルールを 守りましょう



- 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- 車道は**左側を通行**
- **歩道は歩行者優先**で、車道寄りを徐行
- 安全ルール・マナーを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ **夜間はライトを点灯**
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 - ・ **ながら運転（スマホやヘッドホン使用、傘さし）の禁止**
- 歩道への駐輪など、**違法駐輪・放置はやめましょう。**



交通事故 防止対策等に 努めましょう

- 自転車の側面から確認できる**反射器材**を装着しましょう。夜間の道路横断時に車から発見されやすくなります。
- 他車両との衝突や自らが転倒した際の被害軽減のため、**ヘルメット**や腕・膝のプロテクター、手袋などの着用に努めましょう。



自転車の点検整備 防犯対策に 努めましょう



- 自転車の**乗車前に点検**を行いましょう。(ハンドル、ブレーキ、タイヤの空気圧、ライト等の確認)
- 定期的に自転車整備士による点検・整備を受けましょう。
- 盗難防止のため、自転車に**施錠**する、**防犯登録**を受けるなど、防犯対策に努めましょう。

自転車損害賠償責任保険等への加入が「義務」
となりました! **令和4年4月1日から** ※詳しくは、裏面をご確認ください。



福島県・福島県交通対策協議会

詳しくは、福島県ホームページをご覧ください。

福島県 自転車条例

検索



自転車損害賠償責任保険等とは

自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済のことです。

自転車事故の
高額賠償事例



9,521万円

(平成25年7月4日、神戸地方裁判所)

自転車乗車中の
小学生が歩行者と衝突し、
歩行者が意識不明と
なった事故

■ 個人向け：日常生活での賠償責任保険等

| 自転車保険の種類 | 保険の概要 | |
|---------------|------------------------------|-----------------|
| 個人賠償責任保険 | 自転車向け保険（サイクル保険等） | 自転車事故に備えた保険 |
| | 自動車保険の特約 | 自動車保険の特約で付帯した保険 |
| | 火災保険の特約 | 火災保険の特約で付帯した保険 |
| | 傷害保険の特約 | 傷害保険の特約で付帯した保険 |
| 共済 | 各種共済（全労災（こくみん共済）、県民共済など） | |
| 団体保険 | 会社等の団体保険 | 団体の構成員向けの保険 |
| | PTAの保険（総合補償制度等） | PTAや学校が窓口となる保険 |
| TSマーク付帯保険 | 自転車安全整備士が点検整備した自転車の車体に付帯した保険 | |
| クレジットカードの付帯保険 | クレジットカード会員向けに付帯した保険 | |

■ 事業者向け：業務中での賠償責任保険等

| 自転車保険の種類 | 保険の概要 |
|-------------|------------------------------|
| 施設所有者賠償責任保険 | 業務活動中の事故に備えた保険 |
| TSマーク付帯保険 | 自転車安全整備士が点検整備した自転車の車体に付帯した保険 |

■ 自転車貸付業者向け：自転車貸付事業での賠償責任保険等

| 自転車保険の種類 | 保険の概要 |
|-------------|------------------------------|
| 施設所有者賠償責任保険 | 利用者（借受者）の事故に備えた保険 |
| TSマーク付帯保険 | 自転車安全整備士が点検整備した自転車の車体に付帯した保険 |

※保険の名称や補償内容については、保険会社によって異なります。※自転車本体にかける保険には、点検整備とセットになったTSマーク付帯保険があり、青色TSマーク（補償額1,000万円）、赤色TSマーク（補償額1億円）の2種類があり、保険有効期間は1年間です。※自転車貸付事業の場合、通常の施設所有者賠償責任保険では利用者（借受者）の運転ミスによる事故は一般的に補償の対象外（補償対象は事業者の整備や管理上のミスに起因する事故）。運転者のミスを補償できる保険への加入は保険会社等に相談。※保険会社等に保険内容を確認の上、ご加入ください。

自転車損害賠償責任保険等加入状況チェックシート

万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう

自転車利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険等（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか。

↓ わからない

↓ いいえ

自動車任意保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか。

↓ わからない

↓ いいえ

共済、各種団体保険（職場や学校のPTA等で加入する保険）のいずれかに加入していますか。

↓ わからない

↓ いいえ

クレジットカードはお持ちですか。

↓ わからない

↓ いいえ

自転車の加害事故による損害賠償を補償する基本補償又は特約がついていますか。
※特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

↓ わからない

↓ いいえ

利用する自転車には「TSマーク付帯保険」がついていますか。

↓ わからない

※有効期間に注意

↓ いいえ



すでに自転車損害賠償責任保険等に加入しています。

※補償内容（賠償責任補償額や示談交渉サービスの有無等）が十分であるか、補償期限が有効であるかをご確認ください。

ご加入の保険会社等へ、補償内容をご確認ください。

未加入または相当する補償がない場合には加入が必要です。

未加入です！

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。

お問い合わせ

福島県生活交通課 TEL.024-521-7158